

児童いきいき放課後事業における昼食及びおやつに関する実施要項（案）

令和〇〇年〇月〇日制定

受託者は、児童の昼食及びおやつ（以下昼食等という。）については、食物アレルギーや誤嚥等の事故防止の観点から、児童の安全を確保するため、以下の条件を満たし、事前に運営委員会において協議を行った場合に限って、実施することができる。

1. 昼食等の準備

- (1) 活動室の職員は昼食等の準備をしてはならない。
- (2) 昼食等の準備・持参については、保護者の責任において行ってもらうこと。
- (3) 保護者・児童に対して、食物アレルギー・誤嚥に関する危険性について周知し、共通理解を図ること

2. 昼食等喫食の時間及び留意点

- (1) 各活動室として、「昼食タイム」及び「おやつタイム」を次のとおり設定すること。
ただし、活動内容に影響のない時間で設けること。

【昼食タイム】

ア 土曜日・長期休業日：12時～13時

【おやつタイム】

ア 平日：時間延長時間帯の18時～19時

イ 土曜日・長期休業日：15時以降

- (2) 「昼食タイム」及び「おやつタイム」の実施にあたっては、次の点を留意すること。

ア 喫食する机を消毒するなど、衛生環境に配慮すること。

イ 喫食前の手指の洗浄を徹底すること。

ウ 食物アレルギーをもつ児童に対しては、アクリル板を設置し机を離すなど座席の工夫を行うこと

エ 「昼食タイム」及び「おやつタイム」中は、活動室職員が必ず見守ること。

オ 児童同士での昼食等の交換や「あげたり、もらったり」は禁止であることを児童に対し指導すること。

3. 学校等との連携

学校と連携し、食物アレルギーを持つ児童の情報を収集するとともに、医療機関と連携し、食物アレルギーに関する対応方法等の対応方法を確認しておくこと。

4. 食物アレルギーを持つ児童の把握

食物アレルギーを持つ児童については、事前に保護者と面談し、配慮すべき事項及び緊急時

対応の方法等を確認すること。

5. おやつ喫食を希望しない保護者への対応

「おやつタイム」中、他の児童が喫食している中でおやつがないことになるので、その旨を、家庭で当該児童に十分説明してもらうとともに、活動室の職員は、当該児童が活動を継続できるよう配慮すること。

なお、昼食については、保護者に対し、必ず準備・持参することを周知し、共通理解を図ること。

6. 委託者への報告

「おやつタイム」を設定する場合は、毎年年度初めに委託者に報告すること。なお、年度途中で設定する場合は、実施前に委託者に報告すること。なお、昼食実施については、報告は必要ない。

(別紙)

児童いきいき放課後事業 おやつタイム実施報告書

令和 年 月 日

こども青少年局長 様

(運営管理団体)
所在地
法人等の名称
代表者氏名

下記のとおり、「おやつタイム」を実施することを報告します。

いきいき活動室名		
実施時間 ※「平日・土曜日・長期休業日」のうち、実施する時間に「○」をつけて記入ください。		平日（ : ~ : ）に実施
		土曜日（ : ~ : ）に実施
		長期休業日（ : ~ : ）に実施
実施場所	※実施場所の図面をつけること	